平成２１年（フ）第１７９号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城709番地　南風原第一団地５―403
債務者　大城　　夕
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２５４号
沖縄県中頭郡西原町字我謝241番地の14
債務者　平田　智恵
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２５８号
沖縄県那覇市長田２丁目８番10号　前田アパート202
債務者　仲田　武徳
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２６３号
沖縄県那覇市壺屋２丁目22番９号
債務者　川満　敏之
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３２号
沖縄県名護市字宇茂佐773番地１　うんさの森第２市営住宅Ｃ―105
債務者　比嘉　道子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第３４号
沖縄県名護市宮里７丁目19番21号
債務者　仲井間則子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第１３２号
長野県上田市諏訪形1099番地６
債務者　西澤　三枝（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１７１号
神戸市西区北別府１丁目14―１―106
債務者　石橋　英近
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
神戸市西区森友１丁目159―201
債務者　永友　由香
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
兵庫県明石市松が丘４丁目３－８―304
債務者　大森　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
兵庫県明石市桜町６―28―204
債務者　西田泰勝こと　姜　　泰洙
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
神戸市西区押部谷町木幡２―99　県住９―103
債務者　畦元　賢一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
神戸市西区平野町福中175
債務者　小泉ますみ
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第７７５号
奈良市鶴舞東町１番59―405号
債務者　西谷　達也
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２６９号
奈良市千代ヶ丘１丁目９番地の10
債務者　小林　万里
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３０９号
奈良市法蓮町308番地　スカイヴィレッジ102号
債務者　大原　章裕
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
奈良市都祁白石町364番地
債務者　今谷　幸洋
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３９号
奈良県桜井市大字谷229番地の９
債務者　泉岡香代子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所